

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1121	11211010	キャプティブ保険会社制度の創設	保険業法施行規則第71条第1項に「5. 沖縄振興特別措置法による金融業務特別地区に設立されたキャプティブ保険会社」を加えることで日本におけるキャプティブ保険会社に対する出再(再保険)について、保険会社の責任準備金の積立を免除する道を拓く。 キャプティブ保険会社(親会社または関連会社のリスクのみを引受対象とする保険会社)を法律の中において明文化する。	平成16年: キャプティブ保険会社に関する規制監督項目洗い出し(2) キャプティブの制度化	わが国においては、連結決算制度、時価会計制度が導入され、企業にとっていわゆる含み益経営が困難となり、リスク発生による損失の影響がストレートに財務諸表に反映される環境となっている。また、リスクマネジメント、コンプライアンス、内部統制を統合したコーポレートガバナンスの必要性が論じられ、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」ではリスク管理体制が重要な項目と言われている。このような環境下でリスクファイナンス手段としてのキャプティブ保険制度に対する企業ニーズは益々高まっている。過去4回の提案の間にも、大手日系企業数社がアメリカ、ヨーロッパ等にキャプティブ保険会社を設立し、さらに本年3月にはアメリカ、4月にはシンガポールに設立されたところである。 1990年代後半、保険先進国であるイギリスのロイズ、アメリカのニューヨーク州にキャプティブ保険制度が相次いで導入されたが、近年のニューヨーク州における制度の利用拡大は特筆される(3)。ニューヨーク州においては、ニューヨーク経済開発局とニューヨーク州保険庁が共同作業として「ニューヨーク州保険法第70節キャプティブ保険会社」を制定(1997年発効)した(1)。ニューヨーク州保険法及びわが国保険業法を参考に規制監督項目を定め、国内におけるキャプティブ保険会社制度を導入することで企業のリスクマネジメントの向上に寄与する。	沖縄県	沖縄県名護市	金融テクノロジー開発特区	名護市は沖縄振興特別措置法に基づき金融業務特別地区の指定を受け、金融関連業務の集積を進めている。集積にあたっては、地域経済の自立化のみならず、我が国経済の活性化に寄与できる業務を「金融テクノロジー開発特区」構想により導入することで、全国に先駆けた金融関連業務の実験場としての機能も併せて担っていく。具体的には企業のリスクファイナンス手法として近年益々ニーズが高まっているキャプティブ保険会社の国内での設立を可能とすべく「キャプティブ保険会社制度の創設」を今回提案する。
1357	13571010	営利行為禁止の緩和	会員証券取引所である札証の財務基盤安定のため、株式会社証券取引所と同様に有価証券市場開設及びその付帯的業務の範囲内で営利業務を営むことができるよう措置すること	具体的な方策として一例をあげれば、札証においては業務用の土地・建物等の不動産を所有している。従来業務の必要のため取得したものであるが、システム売買への移行による立会場の廃止など、環境変化によって現在は使用されなくなった余剰スペースが生じてきている。一方、余剰スペースであっても固定資産税、減価償却費その他の維持管理費が掛かることから札証の財務状況をさらに悪化させる原因の一つになっている。これを時価で有効活用することにより収入の確保を図ることとしたい。また、この他に札証をめぐる環境が流動化しつつある中で外部団体等との業務提携を行う場合においても適切な収入の確保を図ることとしたい。	札証は、昭和24年に設立して以来54年の歴史を持ち、この間、株式の上場による企業の資金調達並びに投資家には資産運用の手段としての投資物件の提供など証券取引所としての本来の機能に加えて、経済人の交流の場、情報交換の場としても重要な役割を果たし続けてきた。しかし、現状ではいわゆる金融ビッグバンによる状況の変化の中で重複上場会社の上場廃止等により収支が不均衡となっており、札証が、今後の北海道経済圏の中で新興・成長企業の株式公開による業績の伸展及び地域産業の育成に貢献することにより、雇用の拡大を促進するなど地域経済の発展に寄与するために証券取引所として今後安定的に業務を継続していくためには、財務状況の安定化を図ることが重要な前提となるため、これに対応できるよう営利業務禁止規定の緩和を提案するものである。	北海道	アンビシャスクラブ会長佐藤良雄	会員制法人証券取引所特区	1. 財務基盤安定のため、株式会社証券取引所と同様に有価証券市場開設及びその付帯的業務の範囲内で営利業務を営むことができるよう措置すること。(参考資料.1) 2. 新たな取引参加者資格(株式会社証券取引所における株主たる地位を伴わない取引参加資格と同様の機能をもつもの)として会員たる地位とは別の出資を伴わない取引参加者を認められるように措置すること。(参考資料.2) 3. 地域再生の流れの中で地方債等の流通に限り地元金融機関の取引参加資格を認められるように措置すること。(参考資料.3)
1357	13571020	新たな取引参加者創設	会員証券取引所である札証に新たな取引参加者資格(株式会社証券取引所における株主の地位を伴わない取引参加資格と同様の機能をもつもの)とし会員たる地位とは別の出資を伴わない取引参加者を認めるよう措置すること。	新規公開専門証券会社が、札証市場において行う業務に見合った低コストで札証市場に参加することができる取引資格(IPO特別取引参加者)を新たに創設する。具体的には、札証の開設する市場に上場している有価証券のうち、当該IPO特別取引参加者が新規上場の際の主幹事務を行った銘柄のみの売買を行うことができるものとし、取引資格を取得する際の負担コストは、出資金及び入会金の納入を免除し信託金の預託のみとする。	従来の札証の業務活動とともにアンビシャスクラブによる公開対象会社の裾野の拡大を図っているが、実質的に公開をサポートする市場仲介者については、アンビシャス上場の引受業務に消極的な傾向があり、札証やアンビシャスクラブによるアンビシャス市場への企業参加の働きかけが実質的に絶たれてしまっている可能性がある。 この半面、最近の傾向として北海道の未公開企業の引受業務を積極的に行っていきたいとする証券会社が増えてきている。しかし、札証の会員に加入するためには多額の出資等を伴うため、公開する企業の引受手数料が少ないこと及びその頻度が少ないこともあり、採算面を考慮して会員加入を見合わせている現実がある。 道内未公開企業に上場の機会をより多く与え、北海道経済の活性化に貢献するため、小規模企業の公開業務に対応できる証券会社に、札証市場において行う業務に見合った適切なコストで市場に参加できることとするため、アンビシャス上場申請会社の引受け業務に特化したIPO専門取引参加者として、会員たる地位とは別に出資等を伴わない取引参加者の資格を付与することができるよう提案するものである。	北海道	アンビシャスクラブ会長佐藤良雄	会員制法人証券取引所特区	1. 財務基盤安定のため、株式会社証券取引所と同様に有価証券市場開設及びその付帯的業務の範囲内で営利業務を営むことができるよう措置すること。(参考資料.1) 2. 新たな取引参加者資格(株式会社証券取引所における株主たる地位を伴わない取引参加資格と同様の機能をもつもの)として会員たる地位とは別の出資を伴わない取引参加者を認められるように措置すること。(参考資料.2) 3. 地域再生の流れの中で地方債等の流通に限り地元金融機関の取引参加資格を認められるように措置すること。(参考資料.3)
1357	13571030	北海道資本市場構築のための制度整備	地方債等の流通に限り地元金融機関の取引参加資格が認められるように措置すること	地方債を始め株式以外の証券の流動化ニーズを満たすべく、北海道資本市場の構築が可能となるような制度整備のため、地方債等の流通に限り地元金融機関の取引参加資格が認められるよう提案する。	地方再生の流れの中で、地方公共団体の発行する債券を地域住民など広く一般投資家に購入してもらおうとする動きがでてきている。こうした地方債をはじめ株式以外の証券の引受には殆ど地元の金融機関が関与しており、これらの証券を流通させ、地域における地元の調達・流動化ニーズを満たすべく、地元資金を主体とした地域内資金循環システムを創造することは、地域の活性化のためにも必要な課題である。こうした構想を実現させるために提案するものである。	北海道	アンビシャスクラブ会長佐藤良雄	会員制法人証券取引所特区	1. 財務基盤安定のため、株式会社証券取引所と同様に有価証券市場開設及びその付帯的業務の範囲内で営利業務を営むことができるよう措置すること。(参考資料.1) 2. 新たな取引参加者資格(株式会社証券取引所における株主たる地位を伴わない取引参加資格と同様の機能をもつもの)として会員たる地位とは別の出資を伴わない取引参加者を認められるように措置すること。(参考資料.2) 3. 地域再生の流れの中で地方債等の流通に限り地元金融機関の取引参加資格を認められるように措置すること。(参考資料.3)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1362	13621010	未公開株式市場開設に関する証券業、証券取引所等の登録、免許の特例	未公開株式の証券市場並びに証券業に限っては、一定の要件を満たした者であれば、各都道府県、市町村ごとに地方公共団体の長の登録を受ければ開設することができる。	神奈川県において、未公開株式市場を開設し、神奈川県内に所在する未公開株式企業の株式を投資家に情報提供し、売買の仲介業を行う。	現行の証券取引法では証券取引所、証券業ともに内閣総理大臣の免許あるいは登録を受けたものでなければ行うことができず、その審査基準は大変厳しいものである。また、そこで取引される株式の審査基準も極めて厳しい。 しかし、株式未公開会社にとって、株式を流通させ間接金融だけでなく直接金融によって資金調達が可能になることは、新規産業の資金支援や本当に資金を必要とする場合に金融機関以外に調達できる方法を得るという点から今後さらに必要である。そこで現行の規制を緩和し、株式未公開会社の株式のみを扱う市場を開設したいと考える。	神奈川県	日本起業家協会 理事長 山田長満	ファーズ・マザーズ・ジャパン(未公開株式売買市場)開設構想	証券業、有価証券市場の登録・免許を緩和し、だれでも一定の要件を満たせば未公開株式市場を開設することができることを目指す。 日本経済の活性化には、新規産業の創出とともに、株式未公開企業の直接金融による資金調達の拡充・拡大を図ることが重要である。また、会計情報の信頼性確保のため、税理士が会計監査人として証明を担うことを義務づければ、多くの中小企業またはベンチャー企業は少ない負担で資金調達が容易となると考える。さらに将来的に各都道府県、市町村ごとに市場開設を目指し、地域経済の活性化に寄与する。
1362	13621020	未公開株式市場に株式を登録する会社の監査の特例	未公開株式企業は、そのほとんどが小会社、中会社であり、会計監査人の監査を必要とされていない。しかし、市場において株式を売買する場合には、投資家に対する適切な会計情報の提供がなされなければならない。そこで会計監査として、税理士がその財務諸表の信頼性を証明することができることとする。	小会社、中会社は公認会計士による会計監査人の監査を受けることを義務づけられてはいないが、市場において株式を売買することになれば、投資家に正確な会計情報を提供しなければならない。そこで、税理士が小会社、中会社の会計監査人となり、財務諸表の信頼性を証明することができるようにする。	現行の法律において、監査は公認会計士にのみ与えられた権利である。しかし、未公開株式市場を開設し、そこで株式を流通させると、投資家に正確な会計情報を提供するために監査を必要とする株式会社が増加することになる。 すると現行のままでは、小会社、中会社の経済性の問題や、公認会計士が不足している等の問題に直面してしまい実現が困難になる可能性が高い。そこで、現行の規制を緩和し、小会社、中会社の会計に精通した税理士が会計監査人となり、財務諸表の信頼性を証明することができるようにしたい。今現在、すでに「会計参与」として税理士が証明できるような制度を制定しようとする動きがある。	神奈川県	日本起業家協会 理事長 山田長満	ファーズ・マザーズ・ジャパン(未公開株式売買市場)開設構想	証券業、有価証券市場の登録・免許を緩和し、だれでも一定の要件を満たせば未公開株式市場を開設することができることを目指す。 日本経済の活性化には、新規産業の創出とともに、株式未公開企業の直接金融による資金調達の拡充・拡大を図ることが重要である。また、会計情報の信頼性確保のため、税理士が会計監査人として証明を担うことを義務づければ、多くの中小企業またはベンチャー企業は少ない負担で資金調達が容易となると考える。さらに将来的に各都道府県、市町村ごとに市場開設を目指し、地域経済の活性化に寄与する。
1543	15431010	地域通貨を促進するための規制の緩和	地域通貨については、流通促進のために、前払式証券の規制等に関する法律の適用除外とする。若しくは同法第9条の内閣総理大臣への事前登録の要件を緩和する。	市民主導のまちづくりを推進するため、市内全域で地域特性に応じた地域通貨の導入を促進する。現在、八幡西区折尾地区において、ボランティア関係者、若手商店主、学生、学識経験者等による実行委員会が事業を実施しているが、「前払式証券の規制等に関する法律」の規制により、有効期限が6ヶ月を超える地域通貨は事実上発行できず、流通の阻害要因となっている。規制緩和により、6ヶ月を超える地域通貨の発行を可能とすることで、利用者の利便性の向上、発行コストの低減等により普及が促進される。	地域通貨の発行・流通について、有効期限が6ヶ月を超えるものは前払式証券の規制等に関する法律の適用を受け、内閣総理大臣への事前登録が必要とされるが、登録要件が厳しいため、事実上発行できず、流通の阻害要因となっている。	福岡県	福岡県北九州市	地域通貨の導入促進	市民主導のまちづくりを推進するため、市内全域で地域特性に応じた地域通貨の導入を促進する。現在、八幡西区折尾地区において、ボランティア関係者、若手商店主、学生、学識経験者等による実行委員会が事業を実施しているが、「前払式証券の規制等に関する法律」の規制により、有効期限が6ヶ月を超える地域通貨は事実上発行できず、流通の阻害要因となっている。規制緩和により、6ヶ月を超える地域通貨の発行を可能とすることで、利用者の利便性の向上、発行コストの低減等により普及が促進される。
1382	13822010	地域通貨の使用期間の延長	大阪府内において地域再生を志向した地域ぐるみの地域通貨に関する取組みが活発化してきている。これら地域独自の取組みを進める上で、前払式証券法による使用期間に係る規制があることにより、集中管理方式による地域通貨の取組みを行う地域にとっては、地域通貨管理のための負担が増加することとなり、地域通貨の取組みの失敗の大きな要因となっている。 今後、地域の力を最大限に発揮した地域通貨を通じた地域再生の取組みを成功に導くためには、本提案に係る規制の改革が不可欠となっている。 このため、公的な機関(例:大阪府知事等)が認める一定の地域通貨について、前払式証券法上の使用期間を6ヶ月から1年間に延長すべきである。	平成16年度において、地域通貨のモデルづくりを民間からの提案公募をもとに進め、平成17年度以降、その成果を活かし、地域通貨を活用した地域再生の取組みを府内全域に広めていく。個々の地域通貨の活動については、「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」の中間支援組織が、きめ細かくサポートを実施する。これにより、今後の大阪における地域再生推進のための土台づくりを進める。	大阪府内において「(特活)寝屋川あいの会」(改革前線マップ参照)等地域再生を志向した地域ぐるみの地域通貨に関する取組みが活発化してきている。 一方、これら地域独自の取組みを進める上で、使用期間に係る規制があることにより、集中管理方式による地域通貨の取組みを行う地域にとっては、地域通貨管理のための負担が増加することとなり(寝屋川の場合、使用期間が半年から1年になると、地域通貨の印刷に係るコストが130万円(年2回印刷)から、65万円(年1回印刷)となる。なお、地域通貨に係る総コストは、300万円である。)、地域通貨の取組みの失敗の大きな要因となっている。 地域の力を最大限に発揮した地域通貨を通じた地域再生の取組みを成功に導くためには、本提案に係る規制の改革が不可欠となっている。	大阪府	大阪府、おおさか元気ネットワーク	大阪元気コミュニティ創造サポート計画	地域通貨を活用することによって、地域サービスの受け手、地域サービスの担い手、そして地域通貨の展開される地域に、次のような効果が期待できる。まず、受け手にとっては、目に見える形(地域通貨)で活動の対価を渡すことができるようになるため、無償では依頼しにくかったサービスの提供(子どもの送迎、病院への付添い、買い物の手伝いなど)を受けやすくなる。これは、担い手にとっては、これまでボランティア活動として行われてきた、いわゆるちょっとした親切を通じて、目に見える形で対価を受け取ることができる上に、地域に埋もれたニーズ、つまり、ビジネスチャンスを見出すことにもつながる。さらに、こうした地域通貨を通じたやり取りが地域内で活発化することにより、住民同士がふれあう機会の増加、すなわち、地域のひととひとのつながりを深めるのに役立つ。この「つながり」こそが、地域再
1446	14462030	地域資本市場における地域債券の券面不発行に関わる支援措置	地域資本市場は少量多品種の有価証券市場と想定されることから、市場運営と市場仲介に係るコストは可能な限り抑えるべきである。その為に有価証券の券面不発行は必須であるが、地域債券での利用を促す為に以下の支援策を要請する。住民向け地方債に関する一般債振替制度の早期適応(現状では平成18年1月10日から)への要請。地域資本市場を利用する地域債券の発行者が一般債振替制度を利用する場合、発行者が負担するコストが発行量で不利とならないような措置に対する要請。地域債券を取扱う地域金融機関に対する一般債振替制度利用促進の為の施策要請。PFIの出資証券(期限付き)及び債券に対する一般債振替制度の取扱対象への要請。	住民向け地方債に関する一般債振替制度の早期適応(現状では平成18年1月10日から)への要請。地域資本市場を利用する地域債券の発行者が一般債振替制度を利用する場合、発行者が負担するコストが発行量で不利とならないような措置に対する要請。地域債券を取扱う地域金融機関に対する一般債振替制度利用促進の為の施策要請。PFIの出資証券(期限付き)及び債券に対する一般債振替制度の取扱対象への要請。	地域資本市場での地域債券発行者やその市場仲介者の地域金融機関の一般債振替制度利用に関してはコスト面で成約がある。その為、少量多品種の地域債券の利用が阻害され発行そのものが制限される恐れがあるが、利用促進策による環境整備によって結果として地域債券発行増加につながる。	東京都	日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	地域経済活性化の為に、直接の地域住民資金を中心に、資本市場を使った地域内資金循環の実現とその活発化を目指す。具体的には、本プロジェクトの期間3年以内に、住民主体の地方債市場、住民からの資金調達を目的とした地域PFI市場、地元企業が社債での調達により直接資金調達を可能とする地域社債市場の3つの市場機能を有した地域資本市場の創成及び整備をしていく。実現の為の調査・計画・実行そして当該市場の運営管理は、地域の主要な地方公共団体や地元金融機関それに地域住民も参加した地域NPOによって行われる。実際の取引は旧来の取引システム等での対応ではなく、地域金融機関の直接参加も可能な地域PTSでの市場機能整備を目指す。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1446	14462040	地域資本市場におけるPTS若しくは取引所への地域金融機関の取引参加の確認と緩和要望	地域資本市場の市場システムの整備に関しては、かなりの比重が発行市場を対象としたものではあるが、同時に流通市場整備も行うことも重要である。その場合、地域債券に関する私設取引システム(PTS)対応を検討することが現実的であり、地域債券のPTSへの直接の取引参加者として地域金融機関が対応可能となるような施策を要請。具体的には、地域金融機関が地域債券の取引に直接参加することができる法解釈情報の提供。	地域債券の流通の場としてのPTSについて、地域金融機関が地域債券の取引に直接参加することの確認。	地域金融市場の重要な市場仲介者として地域金融機関が果たす役割は大きく、市場利用促進の為に必要	東京都	日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	地域経済活性化の為に、直接の地域住民資金を中心に、資本市場を使った地域内資金循環の実現とその活発化を目指す。具体的には、本プロジェクトの期間3年以内に 住民主体の地方債市場 住民からの資金調達を目的とした地域PFI市場 地元企業が社債での調達により直接資金調達が可能とする地域社債市場の3つの市場機能を有した地域資本市場の創成及び整備をしていく。実現の為に調査・計画・実行そして当該市場の運営管理は、地域の主要な地方公共団体や地元金融機関それに地域住民も参加した地域NPOによって行われる。実際の取引は旧来の取引システム等での対応ではなく、地域金融機関の直接参加も可能な地域PTSでの市場機能整備を目指す。